令和元年度第1回袖ケ浦市総合計画審議会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和元年6月18日(火) 午後2時開会
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 出席委員

副会長	豊川 斎赫	委 員	三好 祥子
委 員	久保 秀一	委 員	請井 礼子
委 員	山口 修	委 員	中根 幸男
委 員	川名 善慶	委 員	八木 克典
委 員	松井 洋美	委 員	阿子島 祐子
委 員	嘉屋﨑 道子	委 員	小柳 洋嗣
委 員	長沼 眞	委 員	鈴木 京子
委 員	風呂本 充正		

4 欠席委員

会 長 石	戸 光	委 員	工藤智子
委 員 江	野澤 吉克	委員	関口 幸一
委 員 上	:大川 順		

5 出席職員

市長	出口	清	企画課副主幹	高品 誠
企画財政部長	宮嶋	亮二	企画課主査	岡 智彦
企画財政部次長	小島	悟	企画課主任主事	加藤 皓一
企画課副参事	近藤	英明		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍	聴定員	10人
傍	聴人数	1人

7 議 題

- (1) 次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて
- (2) 基本構想(案) について
- (3) 前期基本計画の検討状況について
- (4) 第1期実施計画の策定について
- (5) 第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
- (6) その他

8 議事

事務局(高品副主幹)

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、令和元年度第1回袖ケ浦市総合計画審議会を開催いたします。

現在の出席者委員は、15名でございます。石戸会長、江野澤委員、上大川委員、工藤委員、関口委員より、所用により欠席との連絡を頂いておりますが、袖ケ浦市総合計画条例第14条第2項の規定により、全委員数20名の過半数の出席がございますので、会議は成立しております。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認)

続きまして、改選委員へ市長より委嘱状の交付を行います。

市長

(委嘱状交付)

事務局(高品副主幹)

ありがとうございました。次に、会議開催にあたりまして、出口市長より、ご 挨拶を申し上げます。

市長

(市長あいさつ)

事務局(高品副主幹)

ありがとうございました。続きまして、石戸会長が所用により欠席となっておりますので、豊川副会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。

豊川副会長

(副会長あいさつ)

事務局(高品副主幹)

ありがとうございました。

なお、市長は、所用がございますので、ここで退席をいたします。 ご了承のほど、お願いします。

(市長 退席)

事務局(高品副主幹)

続きまして、事務局についても人事異動により変更が生じておりますので、改めてご紹介いたします。

(事務局職員紹介)

次に、総合計画審議会における今年度の開催スケジュールについてご説明い たします。

(参考資料により、説明)

それでは議題に入らせていただきます。ここからの進行は、袖ケ浦市総合計画条例第13条第3項の規定に基づき、豊川副会長に議長をお願いいたします。 豊川副会長よろしくお願いいたします。

豊川副会長

それでは、規定に基づき議長を務めさせていただきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議題に入ります前に会議の公開と傍聴につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局(高品副主幹)

本日の会議は、「袖ケ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定する「附属機関等」に属しますので、原則公開することとし、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうえホームページ及び市政情報室で公開いたします。また、同要綱に基づき、本審議会は傍聴することができますので、広報及び市ホームページにて募集したところ、本日の傍聴人は1名でございます。傍聴される方は、傍聴の注意事項を遵守し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。特に、携帯電話等につきましては、会議の進行を妨げることのないよう、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてくださいますようお願いします。

豊川副会長

委員の皆様、会議の公開については、よろしいでしょうか。

傍聴者の方につきましては、配布いたしました傍聴要領の注意事項等を遵守 し、会議の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

これより議題に入ります。

はじめに、議題1「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」を 議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局 (近藤副参事)

(資料1に基づき説明)

豊川副会長

ありがとうございました。

報告的な内容ではありましたが、ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

(質疑等なし)

ご意見、ご質問はないようなので、質疑を終了します。

以上で、議題1「次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて」は終わらせていただきます。

次に、議題2「基本構想(案)について」を議題といたします。 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 (近藤副参事)

(資料2に基づき説明)

豊川副会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

山口委員

本市は過疎化と過密化が同時に進行している。過密化が進む長浦地区等においても対応は必要であるが、特に過疎化が進んでいる平岡地区においてはどのような対応をしていくか、土地利用方針に一切触れていない。中川地区は横田駅を中心とするといった表記があるが、平岡地区においても触れる必要があるのではないか。

事務局 (近藤副参事)

土地利用方針の中で平川地区の考え方として、横田駅を中心とした地域を都市拠点と位置付けるといった考えがあります。この地域は市街化区域ということもあり、そういった点を踏まえての考えです。それ以外の地域、平岡地区にお

きましては農地が広がり、緑豊かであるといった点を市の魅力の一つであると 捉えており、それらを活かしたまちづくりを目指そうと考えています。

それらを実現するためには、本市の交通利便性の高さを活かしたまちづくり や活性化について、都市マスタープランでも検討を進めており、総合計画の考え 方の中でも位置付けたいと考えています。

山口委員

将来都市像について、木更津市は「総合都市」、君津市は「健康都市」、市原市は「未来創造都市」と表現しているが、本市において簡単なキーワードで表現しないか。

事務局 (近藤副参事)

袖ヶ浦町であった際は、将来都市像を「光と緑の産業都市」としていました。 今回の将来の姿の中での、大きなポイントは「人つどい」と「安心のまち」で す。人が集まり、活性化していく、更に安心して暮らし続けることができる、そ ういったまちをみんなでつくり上げていこうといった考え方を入れており、行 政だけでなく、市民、団体、事業者、みんなでまちづくりをしていこうとして示 させていただいております。

事務局 (小島次長)

現時点では、「総合都市」や「健康都市」といったフレーズを置くことは考えておりません。

風呂本委員

自治会でも1,200人を対象にアンケートを取ったが、まちづくりアンケートの結果に類似した内容であった。

基本構想(案)には、市が目指す将来の姿や基本的視点が記されているが、具体的なところが見えない。例えば、目標人口が64,000人と示されているが、本市の規模における適正人口がわからず、現状良いのか悪いのか判断できない。人口密度や税収面から適正人口を示し、根拠を説明していただきたい。

事務局(小島次長)

適正人口について具体的な検討はしておりませんが、一般論として平成10 年代半ば、平成の大合併の際に、中核市に移行した方が、行財政運営が効率的に 行えると国はアナウンスをしていました。そういった点を考慮すると中核市の 人口規模の目安である20万人が一般的に適正人口であると考えられますが、 本市の現状に当てはまるものではないと考えています。

人口増加のデメリットとして、市民一人ひとりの声が行政に届きづらくなる といったことが考えられます。コンパクトなまちである方が、市民の声は届きや すいのではないかと考えています。

今回の目標人口では、全国的に人口減少傾向にある中で、人口を維持しようと考え設定したものです。

豊川副会長

他に、ご意見・ご質問はございませんか。

なければ、質疑を終了します。

議題2について、事務局におかれましては、委員皆様からのご意見も踏まえながら、策定を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で、議題2「基本構想(案)について」は、終わらせていただきます。

次に、議題3「前期基本計画の検討状況について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局 (近藤副参事)

(資料3に基づき説明)

豊川副会長

ありがとうございました。

それでは、質疑をお受けしたいと思います。

ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願い します。

小柳委員

先ほどの基本構想(案)では、「市が目指す将来の姿」を実現するための3つの視点を説明いただいたが、基本計画が掲げる方向性では、それらの視点がどのように落とし込まれているのかが分かりづらい。「この視点は、この方向性に該当する」といったものが、今後は可視化されるのか。

事務局 (近藤副参事)

3つの基本的視点及び共通の視点を反映したものを、分野別施策の取組みから抽出し、重点的施策として位置付けます。

詳細については、現在検討中でありますが、9月の諮問の際には見えるように 示していきたいと考えています。

山口委員

まちづくりアンケートの結果を見ると、市民活動分野の市民参加について、市 民はさほど重要視していないようである。行政と市民の考える重要度に差があ るが、どのように埋めていくか。

事務局 (小島次長)

現行総合計画において将来都市像を「自立と協働のまち」として、協働をより 進めていくという考えを示しています。

次期総合計画においても、その考えを踏襲し、市が目指す将来の姿を「みんなでつくる」のフレーズを冒頭に設定しています。意識調査の中では市民参加の重要度は低いですが、少しでも向上するような取組みを基本計画、実施計画の中で組み込んでいきたいと考えています。

山口委員

個人的に、市民の認識として、袖ケ浦市はお金があり、財政が豊かである。行政に頼めば何でもやってくれるという認識が未だに広くあると思う。市長も財政が厳しくなっていると宣伝しているが、財政が厳しくなってきている中で、協働の視点を市民に周知し、計画の中で展開していってほしい。

事務局 (小島次長)

ご指摘の通りだと思っています。少しでも市民の意識をみんなでつくっていくというような方向付けをしていきたいと考えています。

阿子島委員

「みんなでつくる」に協働の視点を打ち出しており良いと思った。その視点がないと団塊の世代が75歳以上になる2025年に向け破綻してしまうと思う。全国的な問題であるが、本市も例外ではない。

高齢者福祉の施策の方向性の中に自助、共助の視点は読み取れるが、協働の視点を更に打ち出していかないといけないのではないか。危機感を感じている人は少ないと思う。

事務局 (近藤副参事)

高齢化が進展する中で、今までのように高齢者に対する介護的な取組みだけではなく、健康づくりの取組みや元気な方には様々な形で活躍していただくといった内容の取組みも必要だと考えています。

高齢者福祉の取組みの方向性(3)社会参加と生きがいづくりの促進では、高齢化社会となってくる中で、高齢者が元気で、更に活躍できる、そういった方々が地域を盛り上げていくといったことを後援できるような取組みを皆さんと考えていきたいと思っています。

阿子島委員

促進というだけでなく、もう少し具体的に協働できるような、共助、互助できるような体制づくりを考えていかないと先は見えないと思う。

事務局 (小島次長)

取組みの方向性は大まかな方向性を示しているものであり、具体的な取組み については、今後実施計画の中で示していきます。

風呂本委員

全体の方針から、体系的にどの項目がどこに出ているかを掴みづらい。

また、活動指標と成果指標を具体的な数値等で示さないと適切な評価ができないと思う。具体的な数値目標を設定し、定量的にわかるようにしていただきたい。

事務局 (近藤副参事)

取組みの方向性については、なるべくコンパクトにポイントを絞ってまとめています。指標については、それぞれの施策に成果指標を設定し、実施計画で取り組む事業においても、どういう取組みをしたかという活動指標、それによってどのような成果が得られたかという成果指標を設定した、実効性のある事業を展開していきたいと考えており、秋に向け、取りまとめを行っているところです。

松井委員

総合計画や実施計画の冊子は、子ども向けにわかりやすくしたものも作成するか。また、市民参加の市民重要度が低いという中で、幼少期からの習慣や教育が重要になると考えるが、例えば市の職員が出前講座のような形で学校等に出向いて市の考えを伝えていただけると良いと思う。そういったことは考えているか。

事務局 (近藤副参事)

通常の冊子と概要版の他に、例えば市原市ではよりわかりやすいような形で まとめたものも作成しており、参考にしたいと考えています。

また、子どもたちもわかるようなものが大事かと思っており、現在本市では小学校の社会科の参考図書として、「私たちの袖ケ浦」という副読本を作成しています。そういった中に内容を加えるといったことも考えられます。

今、申し上げたことは、あくまで案ですが、様々な手法で市民の皆さんに伝えていかなければ、一番に目指している「みんなでつくる」というところに繋がっていかないのではないかと考えています。そういった意見を踏まえながら、総合計画が広く浸透していくよう、市全体で取り組んでいきたいと思います。

豊川副会長

他に、どなたかご意見・ご質問はございませんか。

ないようでしたら、ほかにも議題が複数ありますことから先に進ませていた

だきます。

以上で、議題3「前期基本計画の検討状況について」は、終わらせていただきます。

続いて、議題4「第1期実施計画の策定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局 (岡主査)

(資料4に基づき説明)

豊川副会長

ありがとうございました。

報告的な内容ではありましたが、ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見が ありましたら、ご発言をお願いします。

小柳委員

実施計画策定方針ということで伺うが、検証は年度ごとにされるのか。具体的には、PDCAサイクルで当該年度の実施状況をチェックし、その結果から翌年度の実施計画をどのように修正し、行動に移していくのか、そして、それは誰が評価するのかを伺いたい。

事務局 (小島次長)

本市では、既に行政評価制度というシステムが構築されており、次の審議会の中でも平成30年度の事務事業について、事後評価をした結果をご審議いただきます。また、平成30年度は現行総合計画の最終年度となるため、施策の評価も併せてご審議いただきます。

今後も、現行通り実施計画の採択に当たっては事前評価を、各年度の事業実施 後には事後評価を行うといった形式で、現行の評価制度を引き続き運用してい こうと考えています。

実施計画の策定方針については、PDCAサイクルを回していくという前提の下、説明させていただきました。

八木委員

計画事業の検討における留意点の⑤に公共施設の再編整備については、他施設との相乗効果を検討するとあり、⑦では他団体等との協働とある。以前、本市には産婦人科がないと伺っている中で、他自治体との連携といったことも記載された方がよいのではと思うがいかがか。

事務局 (近藤副参事)

他施設との相乗効果については、冒頭にありました通り、施設整備事業につい

てといったところで記載させていただいています。今後、新たに施設整備をする際、新規だけでなく改修等を含め、他施設と合わせた効果を検証した上で考えていく必要があるだろうということです。

また、産婦人科の話がありましたが、資料3の第6章の5、行政運営の中で(3)広域行政の推進という項目があります。(1)効率的な行政運営の推進にも係るところですが、手法の中で、市が単独で何でもやるという考え方ではなく、他自治体と共同で行うといったことや、PPP、公民連携の活用や、NPO等、地域との協働の可能性を検討した中で、実施計画事業を考えていくよう各課等に示したところです。

豊川副会長

他にご意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題4につきましては、只今のご意見を踏まえながら、策定を進めていっていただきたいと思います。

以上で、議題4を、終わらせていただきます。

続いて、議題5「第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 (岡主査)

(資料5に基づき説明)

豊川副会長

ありがとうございました。

報告的な内容ではありましたが、ただ今の説明内容について、ご質問、ご意見が ありましたら、ご発言をお願いします。

山口委員

総合戦略を策定すれば、国から地方創生推進交付金が交付されるのか。過去に 交付された経緯はあるか。

事務局(小島次長)

その通りです。大きなものでは、平成29年度に交付金を活用し、ゆりの里の 改修工事を行いました。

豊川副会長

戦略方針は、総合計画で審議しているものと、全く同じものでなくてはならないか、あるいは、さらに踏み込んだ具体的な内容とする必要があるか。

事務局 (小島次長)

今回の総合戦略については、総合計画と策定が同時期となることから、総合計画の中に総合戦略を包含して策定していくこととしています。

総合戦略については、総合計画の中の具体的な分野に対象を絞り、位置付けていきます。

豊川副会長

他にご意見等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さま、今後もこういったことに関心を強く持っていただきながら審議にご 参加いただければと思います。

以上で、議題5は、終わらせていただきます。

最後に、議題6「その他」でございますが、事務局より何かございますか。

事務局 (近藤副主幹)

(パブリックコメント手続について説明)

豊川副会長

以上で、本日予定された議題は、全て終了しましたので、進行を事務局に戻します。

事務局(高品副主幹)

豊川副会長ありがとうございました。

最後に事務連絡を申し上げます。次回の総合計画審議会は、8月8日を予定しております。

正式な日程は、改めて書面にて通知いたします。

本日は、長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回袖ケ浦市総合計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(閉 会 午後3時50分)

令和元年度第1回袖ケ浦市総合計画審議会 次 第

日 時: 令和元年6月18日(火)

午後2時から

場 所: 袖ケ浦市役所旧館3階大会議室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 事務局紹介
- 6 今年度のスケジュールについて
- 7 議 題
 - (1) 次期総合計画策定におけるこれまでの取組みについて
 - (2) 基本構想(案) について
 - (3) 前期基本計画の検討状況について
 - (4) 第1期実施計画の策定について
 - (5) 第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について
 - (6) その他
- 8 閉 会

次期総合計画策定に おけるこれまでの取組 みについて

本資料は、令和2年度を初年度とする総合計画について、平成29年度より取り組んできた基礎調査として、市の概要、時代の潮流、市民からの意見及び今後のまちづくりに向けた課題と取りまとめたものであり、総合計画の根幹となる基本構想(案)が、どのような考え方に基づき作成されたかを示したものです。

1.総合計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、市制施行した平成3年に、「ひと、緑、光かがやくまち袖ケ浦」を将来都市像とした基本構想を定め、また、平成22年には「~自立と協働のまち~人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ケ浦」を将来都市像とする基本構想を策定し、将来都市像の実現を目指したまちづくりを進めてきました。

この間、東京湾アクアライン開通に伴う袖ケ浦バスターミナルの整備と高速バスの運行等により、本市の交通利便性は大きく向上したほか、新たな産業を生み出す袖ケ浦椎の森工業団地の整備、袖ケ浦駅海側地区の開発や駅舎整備など、将来の発展を見据えた基盤整備を図ってきました。

また、充実した子育で施策や教育施策など、特徴ある取組みを展開してきたことにより、市の人口は現在も増加を続けている状況にあります。

一方で、長期的な景気低迷の影響等により、本市における税収はピーク時の平成9年と比較して約20%減少しています。また、高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加や老朽化の進む各種インフラの維持管理費増加などにより、財政の硬直化が大きな課題となっています。

さらに、東日本大震災の発生により、防災・減災に向けた取組みが重視されているほか、価値観やライフスタイルが変化するなど、市民意識の変化に伴い市民ニーズは多様化・複雑化しています。

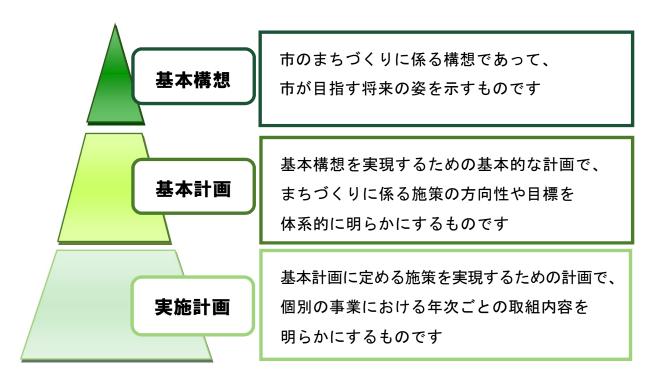
こうした状況変化を踏まえ、これまで成果を継承しつつ、これからの時代のニーズに対応した持続可能なまちづくりを計画的に進めるため、令和2年度を初年度とする新たな「袖ケ浦市総合計画」を策定するものです。

2. 総合計画の位置付け

新たな「袖ケ浦市総合計画」は、今後のまちづくりの指針として、本市が目指す将来の姿を明らかにするとともに、その実現のための方策を示すものであり、本市のまちづくりにおける最上位の計画として位置付けられるものです。

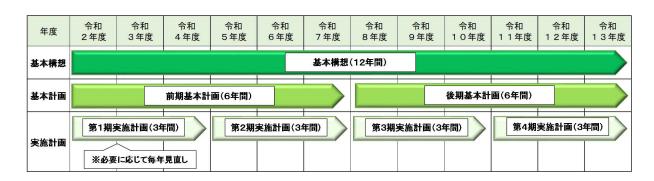
3. 総合計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で構成されます。



4. 総合計画の期間

- ●「基本構想」は、今後の社会経済情勢の変化を見据えながら長期的視点に立ったま ちづくりを行うため、計画期間を12年間とし、これを全体の計画期間とします。
- ●「基本計画」は、「基本構想」の計画期間である12年間を前期と後期に分け、それ ぞれ6年間の計画期間とします。
- ●「実施計画」は、予算編成の指針として適切に管理できる期間として3年間を計画期間とするとともに、必要に応じて見直しを行うものとします。



11. 袖ケ浦市の概要

1. 位置·地勢

本市は、千葉県の中西部に位置し、北は東京湾、東は市原市、南・西は木更津市に接しています。総面積は94.93平方キロメートル、周囲は84.50キロメートルで、東西約14.0キロメートル、南北約13.5キロメートルに広がっています。

直線距離で東京都心から約35キロメートル、千葉市から約25キロメートルに位置し、 袖ケ浦駅から東京駅までJR京葉線で最短約60分、千葉駅までJR内房線で約30分で 移動できるほか、袖ケ浦バスターミナルからの高速バスを利用することで、都心部の主要 駅まで約60分以内、東京国際空港(羽田空港)までは最短22分で結ばれており、鉄道 や高速道路を通じて、主要駅や空港へのアクセスが良好な位置にあります。

また、本市の臨海部は、京葉工業地域を形成し、石油化学やエネルギー関連企業が多く立地しているほか、内陸部の主に北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっています。

さらに、市内では、清澄山系に源を発し市を東西に流れ東京湾に注ぐ小櫃川やその支流である松川、槍水川、武田川のほか、浮戸川、蔵波川等が流れています。



2. 沿革

「袖ケ浦」の名は、「古事記」の日本武尊(ヤマトタケルノミコト)が相模国からの東征の折り、走水(現在の東京湾)を渡る際に大時化に遭い、この際海神の怒りを鎮めるため海中に身を投じた妃の弟橘姫(オトタチバナヒメ)の袖がこの地方の海岸に流れ着いたという伝説に由来しており、昭和30年に旧袖ヶ浦町の誕生の際に町名として採用されたものです。

本市の歴史は大変古く、およそ3万年前の旧石器時代からこの地方に人が暮らし始めたと考えられています。市内にある遺跡からは縄文・弥生時代の土器・石器類が出土しており、平成29年には縄文時代の大型貝塚である山野貝塚が国史跡に指定されたほか、4世紀から7世紀にかけて活躍した豪族の古墳も多く見つかっており、この地で古くから人々の生活が営まれていたことが伺われます。

室町時代には「横田郷」と呼ばれる大きなムラができ、江戸時代には、幕府による交通網の整備に伴い、本市の地域周辺でも房総往還、久留里往還などの脇往還(脇街道)が整備され、現在のJR袖ケ浦駅前付近は房総往還の主要な宿場「奈良輪宿」として発達しました。その後、明治4年に行われた廃藩置県により当地域は木更津県に属し、さらにその2年後、木更津県と印旛県が合併した千葉県に属しています。

昭和30年3月31日、昭和町、長浦村、根形村の一部が合併した旧袖ヶ浦町と、平川町、根形村の一部、富岡村の一部が合併した旧平川町が発足しました。当時は沿岸部での海苔の養殖、内陸部の低地での稲作や台地での畑作など水産業や農業が産業の基盤となっていましたが、高度経済成長期に入ると海岸の埋め立て造成により石油化学やエネルギー関連等のコンビナートが形成され、京葉工業地域の一翼を担う地域となりました。

昭和46年11月3日に旧袖ケ浦町と旧平川町が合併して新たな袖ヶ浦町が発足するとともに、福王台や長浦駅前等の土地区画整理事業等の住宅地開発の結果、町の人口は飛躍的に増加し、平成3年4月1日に市制施行し、現在の袖ケ浦市が誕生しました。

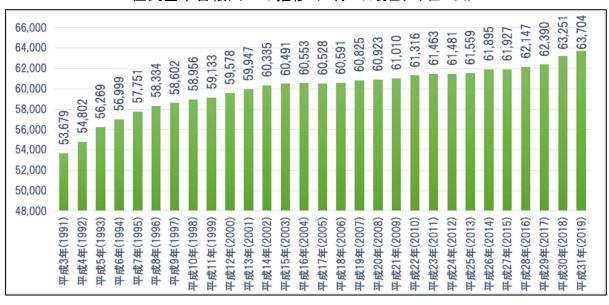
その後、館山自動車道、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道の開通により、県内地域はもちろん、都心をはじめとする県外各地へのアクセス性が飛躍的に高まったことを背景として、新たに袖ケ浦椎の森工業団地や袖ケ浦駅海側地区が造成されるなど、現在も産業と自然が調和したまちづくりが進められています。

3. 人口推移

本市の人口は、京葉工業地域の形成や宅地造成等に伴って急速に増加し、現在も緩やかな増加が続いています。

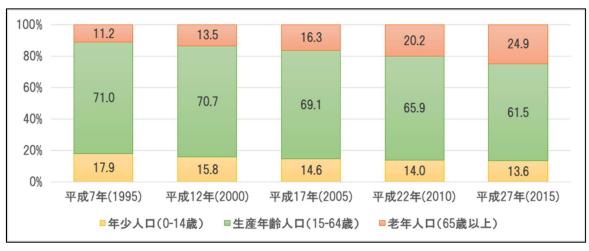
また、世帯数についても増加しているものの、1世帯あたりの人員は年々減少しており、単身化や核家族化が進んでいます。

年齢3区分別の割合をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向にある一方、平成7年に11.2%であった老年人口(65歳以上)は、平成27(2015)年に24.9%へ急増しており、高齢化の進行が顕著となっています。



住民基本台帳人口の推移(4月1日現在、単位:人)





資料:国勢調査結果

4. 財政の動向

(1)歳入と歳出の状況

本市の財政規模(一般会計)は、大型建設事業が集中した平成25~平成27年度を除き、おおよそ210億円~230億円台で推移しています。

歳入については、最も大きな割合を占める市税が、平成9年度をピークに減少傾向が続いていましたが、下げ止まりの状況が続いているだけでなく、回復の兆しも見えています。

歳出については、社会保障費の増加に伴い、扶助費が平成21年度から平成30年度までの10年間で2倍以上に増加しているほか、大型建設事業の実施に伴い、平成25~平成27年度の投資的経費も高い水準となっています。

歳入決算額の推移

(百万円)

	項目	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
_	市税	13,647	13,438	13,287	13,217	13,379	13,375	13,108	13,196	13,687	
般財	地方消費税 交付金	548	547	561	566	562	672	1,087	980	1,034	
源	上記以外の 一般財源	862	815	818	764	798	753	756	700	768	
国及	なび県支出金	3,356	3,230	3,595	3,697	5,156	5,345	4,644	4,433	6,202	
	市債	740	895	944	1,256	2,417	3,688	1,685	1,409	1,695	
	その他	2,603	2,211	2,152	3,312	3,677	3,543	4,261	2,957	1,702	
	歳入計	21,756	21,136	21,357	22,813	25,990	27,377	25,541	23,675	25,089	

歳出決算額の推移

(百万円)

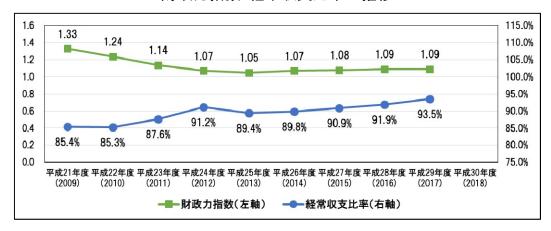
											<u>(日万円)</u>
	項目	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
義務	人件費	5, 460	5, 307	5, 361	5, 350	5, 165	5, 088	5, 232	5, 371	5, 405	
的	扶助費	2, 353	3, 370	3, 650	3, 786	3, 891	4, 127	4, 425	4, 583	4, 727	
経費	公債費	1, 090	1, 038	1, 023	1, 060	1, 092	1, 079	1, 084	1, 048	1, 063	
	物件費	4, 593	4, 369	4, 326	4, 340	4, 084	4, 199	4, 238	4, 226	4, 304	
:	補助費等	2, 721	1, 494	1, 464	1, 511	1, 502	1, 604	1, 812	1, 823	1, 837	
	繰出金	2, 149	2, 237	2, 346	2, 258	2, 241	2, 101	2, 281	2, 290	2, 052	
招	设資的経費	1, 901	2, 011	1, 994	2, 555	5, 860	7, 333	4, 930	2, 592	3, 484	
	その他	793	1, 006	653	754	872	1, 071	826	1, 040	1, 327	
	歳出計	21, 060	20, 832	20, 816	21, 613	24, 707	26, 602	24, 827	22, 974	24, 200	

(2)財政指標の推移

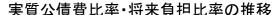
本市の財政状況については、財政力指数でみると、水準は徐々に低下しているものの、 普通交付税の交付を受けない基準である「1」を上回って推移している状況です。

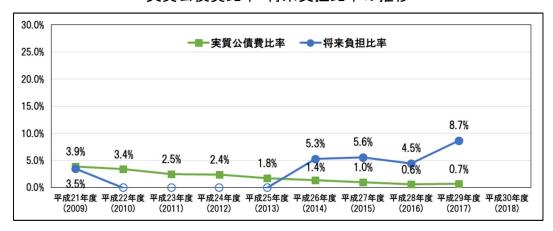
財政構造の弾力性を表す経常収支比率については、扶助費の増加を背景に上昇傾向 が進んでおり、財政の硬直化が進行しています。

自治体の財政状況を示す、実質公債費比率や将来負担比率は大型建設事業に伴い変化していますが、全国平均や県内自治体と比較して低く、健全な財政状況を保っています。



財政力指数・経常収支比率の推移





千葉県平均・全国平均との比較(平成29年度)

財政指標	袖ケ浦市	千葉県平均	全国平均
財政力指数	1.09	0. 72	0. 51
経常収支比率	93.5%	91.0%	92. 8%
実質公債費比率	0.7%	5. 8%	6.4%
将来負担比率	8.7%	36.0%	33. 7%

5. 産業の状況

本市には、臨海部の京葉工業地域や内陸部の袖ケ浦椎の森工業団地における工業、肥沃な大地と温暖な気候を活かした農業、交通アクセスの強みを生かした魅力ある観光などの産業が存在しています。

本市の産業別就業人口(平成27年)は29,534人で、うち分類不能の産業に区分される985人を除いた28,549人の産業別就業人口の構成は、第3次産業が19,150人(67.1%)で最も多く、次いで第2次産業が8,095人(28.4%)、第1次産業が1,304人(4.6%)の順となっています。過去20年間では、第1次産業が937人(3.1ポイント)、第2次産業が1,406人(4.3ポイント)減少している一方、第3次産業が1,789人(7.4ポイント)増加しています。



産業別就業人口の推移(単位:人)

資料:国勢調査結果

Ⅲ. 時代の潮流

今後のまちづくりにあたっては、人々の意識や社会経済情勢など時代の潮流を踏まえた上で、これに応じた的確な取組みを推進していく必要があります。本章では、今後のまちづくりの際に留意すべき時代の潮流について整理しました。

(1)人口の減少

我が国の人口は、少子化を背景に平成20年をピークとして減少局面にあります。未婚化や晩婚化が進み、出生数が低位で推移しており、今後もこの傾向はさらに強まることが予想されます。人口の減少は、消費の減退、労働力の減少、地域コミュニティの機能低下など、地域の活力を衰退させる要因となることが懸念されています。

(2) 少子高齢化の進行

団塊の世代の高齢化や、少子化などを背景として、我が国の高齢化率は平成27年に26.6%に達し、今後も増加する見通しとなっています。高齢化の進行は、成熟した社会となることが予想される一方で、少子化による生産年齢人口の減少に伴う経済活力の低下や、医療、福祉といった社会保障の負担増などの影響が生じます。



全国の将来人口数、高齢化率の推移

資料:「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)

(3)高度情報化の進展

スマートフォンの普及、IoT¹化の進行、AI²やビッグデータの利活用など、情報通信分野における目まぐるしい技術の進歩は「第4次産業革命」とも呼ばれ、新たな価値を創造し人々の生活に様々な豊かさを提供しています。一方で、情報セキュリティ問題や、情報格差の発生といった新たな課題も生み出しています。



主な情報通信機器の保有状況の推移(世帯)

資料:「通信利用動向調査」(総務省)

(4)国際化の進展

近年、交通手段の発達や情報通信技術の進歩を背景に、人・もの・金・情報の流れが 国家の枠を超えて世界規模で展開されるようになっています。その結果、海外の成長市 場での販売拡大や急増する訪日外国人観光客の消費取り込み等が企業経営に好影響 を与える一方、グローバル競争の激化や製造拠点の海外移転等によって雇用が減少す るといった懸念も生じています。

¹ Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと

² Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと

(5)環境問題に対する意識の高まり

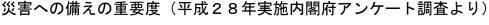
地球規模での気候変動や環境問題が深刻化する中で、温室効果ガスの排出の抑制 をはじめとした「低炭素社会」の構築や、限りある資源を有効活用し環境負荷の低減を図 る「資源循環型社会」の形成が重要となっています。

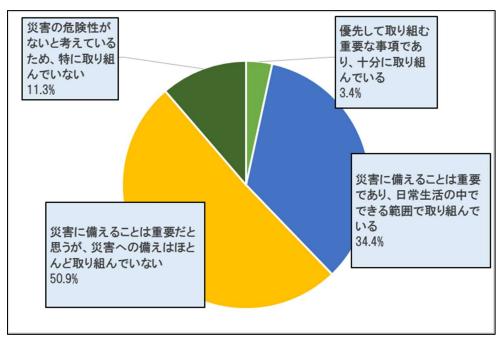
また、日常生活においても、再生可能エネルギーの活用や消費電力が少ない電化製品への転換、エコバッグの普及やリサイクルの実践などの取組みが浸透してきており、環境問題への意識はますます高まっています。

(6)安全・安心への関心の高まり

近年、東日本大震災をはじめとした地震やそれに伴う津波のほか、局地的豪雨といった大規模な自然災害が全国で頻発しており、人々の防災意識はこれまで以上に高まっています。

また、高齢者や一人暮らし世帯の増加、人のつながりの希薄化などを背景に、詐欺や 虐待などの犯罪が問題となっています。さらに、交通事故による死傷者数は減少している 一方で高齢者の割合が高くなっているなど、日々の生活における安全・安心の重要性が 増しています。



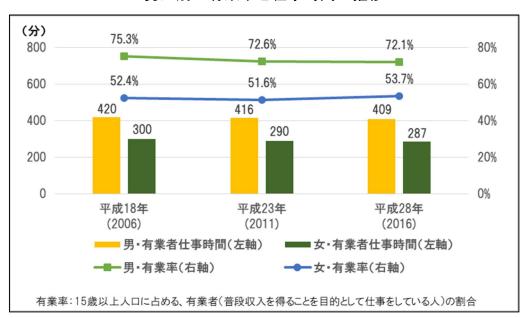


資料:「日常生活における防災に関する意識や活動についての調査」(内閣府)

(7)価値観・ライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、豊かさの価値観については、物質的にある程度豊かになったことから、物質的な面で生活を豊かにすることに重きをおきたいという考え方に代わり、これからは心の豊かさやゆとりのある生活をすることに重きをおきたいという考えが強まっている傾向にあります。

また、核家族化や単身世帯の増加など家族構成の変化が進んでいるほか、女性の社会進出に伴って共働き世帯も増えており、個人のライフスタイルは多様化しています。



男女別の有業率と仕事時間の推移

資料:「平成28年社会生活基本調査結果」(総務省統計局)

(8) 自治体経営の重要性の高まり

多くの地方自治体は、税収の減少と扶助費の増加による財政状況のひっ迫化、老朽 化が進む公共施設への対応など様々な問題を抱えており、限られた財源の中で選択と 集中を迫られる厳しい環境にあります。

また、地方分権により国から地方への権限移譲が進んでおり、自治体経営のあり方に よって地域の将来人口や財政力が変化していくことが予想されることから、地方自治体で は、それぞれの地域の実態に即し、自らの判断と責任で、より効果的な自治体経営をし ていくことが求められます。

IV. 市民からの意見

今回の総合計画の策定にあたって、まちづくりアンケート調査、まちづくりワークショップ、年代別市民座談会、地域のまちづくり懇談会など、様々な機会を通じて市民の方々からまちづくりについての意見をお伺いしました。

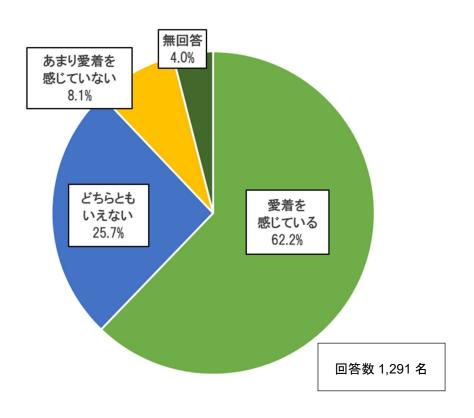
今後のまちづくりにあたっては、こうした市民の声を十分反映させながら、市民と行政 が力を合わせて取組みを進めていくことが重要です。

1. まちづくりアンケート調査(平成29年9月実施)の結果

(1) 市への愛着・住みよさ・居住意向

①市への愛着

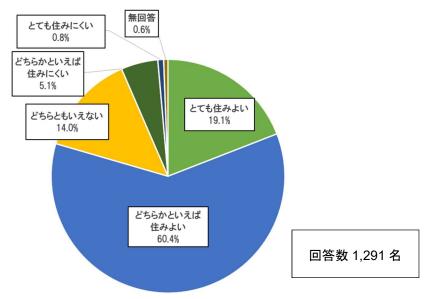
市への愛着は、「愛着を感じている」が62. 2%となっており、「あまり愛着を感じていない」の8. 1%を大きく上回りました。



資料:まちづくりアンケート調査

②市の住みよさ

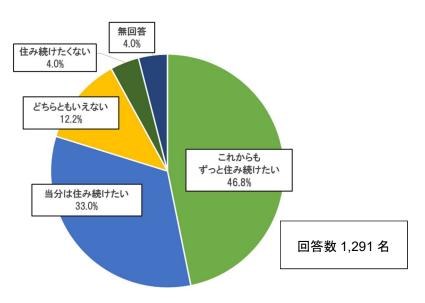
市の住みよさは、「とても住みよい」(19.1%)と「どちらかといえば住みよい」 (60.4%)を合わせると、約8割の市民が「住みよい」と回答しました。



資料:まちづくりアンケート調査

3居住意向

市への居住意向は、「これからもずっと住み続けたい」が46.8%と約半数を占めており、「当分は住み続けたい」の33.0%と合わせ、今後も住み続けたいとの回答が約8割となりました。



資料:まちづくりアンケート調査

(2)満足度と重要度

まちづくりアンケートにおいて、下記の52項目について現在の満足度(現在どのように感じているか)を調査するとともに、今後のまちづくりにおける重要度(今後取り組むことがどれくらい重要か)を調査しました。

調査項目一覧

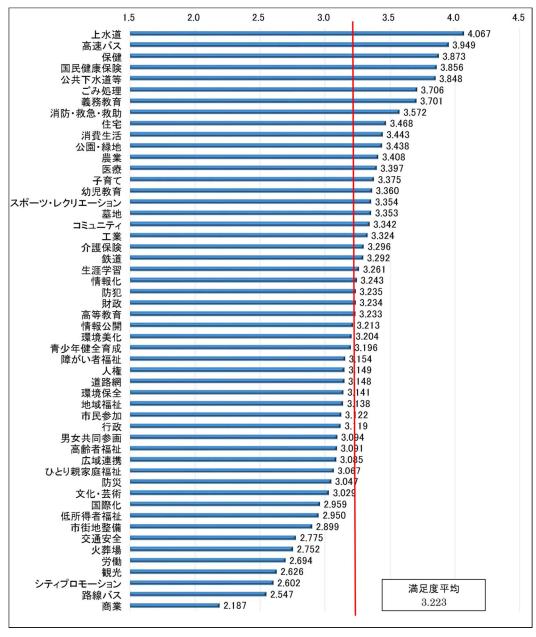
分野	番号	項目
	01	コミュニティ
	02	市民参加
	03	消費生活
	04	男女共同参画
	05	情報化
I	06	国際化
市民生活	07	人権
	08	鉄道
	09	路線バス
	10	高速バス
	11	墓地
	12	火葬場
	13	防災
П	14	防犯
防犯·防災	15	交通安全
	16	消防・救急・救助
	17	地域福祉
	18	国民健康保険
	19	介護保険
Ш	20	ひとり親家庭福祉
保険・	21	低所得者福祉
医療•	22	子育て
福祉	23	障がい者福祉
	24	高齢者福祉
	25	保健
	26	医療
	27	幼児教育
	28	義務教育
IV	29	高等教育
□V 学校教育・	30	青少年健全育成
生涯学習	31	生涯学習
ᅵᅩᄹᅩᅮᆸ │	32	文化·芸術
	33	スポーツ・
		レクリエーション

分野	番号	項目
77	34	環境保全
Ⅴ 環境	35	環境美化
垛 塊	36	ごみ処理
	37	農業
VI	38	商業
│ ^Ⅵ │産業振興	39	工業
佐未 旅央	40	観光
	41	労働
	42	市街地整備
	43	公園•緑地
	44	道路網
VII	45	上水道
都市形成· 都市基盤	46	公共下水道・ 農業集落排水・ 合併処理浄化槽・ し尿処理
	47	住宅
	48	財政
1700	49	行政
Ⅷ 行財政	50	シティプロモーション
1 1 57 以	51	広域連携
	52	情報公開

①現在の満足度

現在の満足度(現在どのように感じているか)については、42項目において満足している(「満足」とやや満足)の合計)が不満である(「やや不満である」と「不満」の合計)を上回りました。

満足度(満足~不満の5段階を回答5~1とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの)の高い取組みは、「上水道」「高速バス」「保健」の順となり、満足度の低い取組みは「商業」「路線バス」「シティプロモーション」の順となりました。

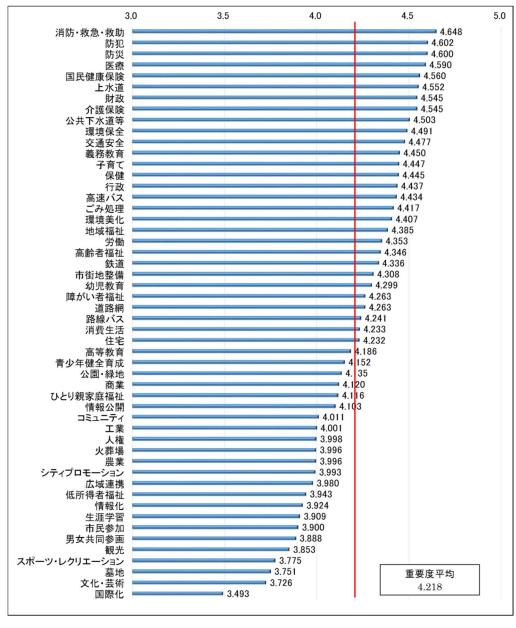


資料:まちづくりアンケート調査

②今後の重要度

重要度(今後取り組むことがどれくらい重要か)については、52項目全てにおいて重要 (「重要である」と「やや重要」の合計が重要ではない(「あまり重要ではない」と「重要ではない」の合計)を上回りました。

重要度(重要である~重要でないの5段階を回答5~1とし、「わからない」及び「無回答」を除く回答件数で除して点数化したもの)の高い取組みは、「消防・救急・救助」「防犯」「防災」の順となり、重要度の低い取組みは「国際化」「文化・芸術」「墓地」の順となりました。

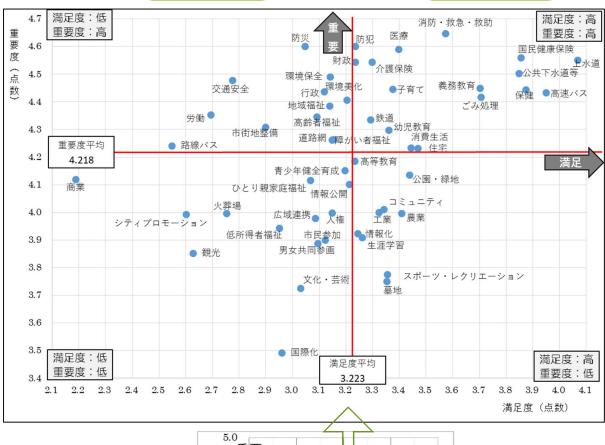


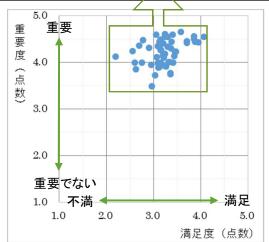
資料:まちづくりアンケート調査

③満足度・重要度調査結果の全体的な傾向と施策間における散布図

点数化した満足度と重要度を散布図として表すと、全体的に満足度は高く、重要度も高くなっています。項目ごとの相関関係をみると、満足度が低く、重要度が高い項目(市民の対応ニーズが高い項目)は、交通安全、路線バス、労働、防災、市街地整備、環境保全などとなっています。





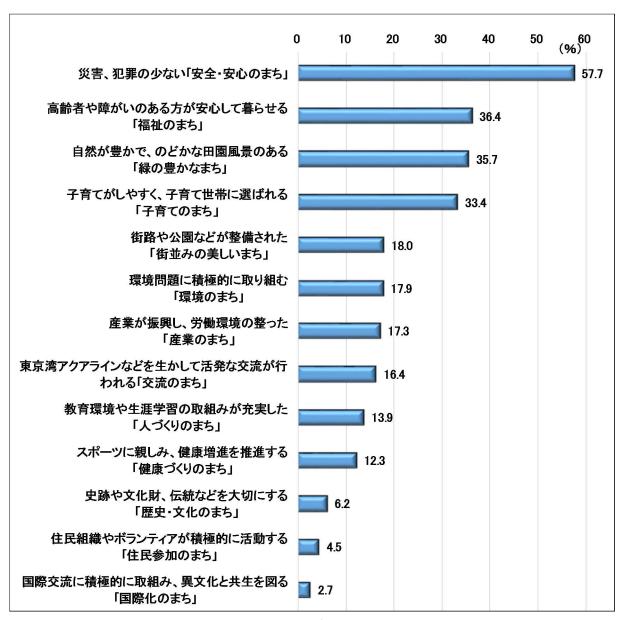


資料:まちづくりアンケート調査

(3) 市の将来像についての意見

袖ケ浦市の将来像としてふさわしいものについては、「災害、犯罪の少ない『安全・安心のまち』」を挙げる声が特に多いほか、「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる『福祉のまち』」、「自然が豊かで、のどかな田園風景のある『緑の豊かなまち』」、「子育てがしやすく、子育て世帯に選ばれる『子育てのまち』」を挙げる声も多くなっています。

袖ケ浦市の将来像としてふさわしいもの



資料:まちづくりアンケート調査(一人3項目までの選択による)

2. まちづくりワークショップ等の意見

今回の総合計画策定にあたって実施した、まちづくりワークショップ(平成29年12月 ~平成30年4月実施)、年代別市民座談会(平成29年12月~平成30年1月実施)、 地域のまちづくり懇談会(平成29年12月実施)の主な結果は次のとおりです。

	まちづくり	年代別座談会	地域のまちづくり
	ワークショップ		懇談会
子育て支援、	● 子育て関連施設・	● 子育て関連施設・	● 子育て世代、若年
学校教育	サービスの充実	サービスの充実	層を呼び込む施策
	● 学校教育の充実	● 教育での農業や	の推進
	● 教育学習施設・	伝統文化の体験	● 子育て関連施設・
	図書館の活用		サービスの充実
生涯学習、	● 市民がもつ多様な	● 市民がもつ多様な	
スポーツ	スキルの生涯学習	スキルの生涯学習	
	への活用	への活用	
	● スポーツ施設の有		
	効活用		
保健・医療	● 市内医療サービス		● スポーツ振興に
	の充実		よる扶助費の削減
			● ガウランドの利用
			促進
福祉	● 高齢者の生活支援	● 高齢者が活動でき	● 高齢者の生活支援
		る場・機会の確保	● 高齢者が活動でき
			る場・機会の確保
			● 高齢者福祉施設の
			充実
防災・防犯	● 防災対策の強化	● 通学路の防犯・	● 防災意識の向上
• 交通安全	● 防犯対策の強化	交通安全対策	● 水害対策
			● 通学路の防犯・交
			通安全対策
環境保全•	● 自然環境の保全		● 道路の美化
リサイクル	● ゴミの減量・		● 山林の保護
	リサイクルの推進		
市街地形成	● 駅を拠点とした	● 駅を拠点とした	● 宅地開発と自然
	まちづくり	まちづくり	環境との調和
	● 未利用地の活用		● 市街地の集約化

	まちづくり		地域のまちづくり
	ワークショップ	年代別座談会	懇談会
公園	● 海浜公園の活用	● 遊具の安全確保	● 海浜公園の活用
	● 公園でのイベント		
	開催		
道路	● 歩道の整備		● 歩道の整備
			● かずさICの整備
			● 近隣市との
			アクセス改善
			● 幹線道路の整備
住宅	● 空き家対策		● 空き家対策
公共交通	● 高速バス・	● 高速バス・	● 高齢者の移動手段
	路線バスの充実	路線バスの充実	の確保
	● 市内各施設への	● 市内各施設への	● 市内各施設への
	アクセス改善	アクセス改善	アクセス改善
農林業	● 農商工連携	● 新規就農促進	● 農業の集約化・
			法人化
			● 稼げる農業の確立
			● 新規就農促進
商工業	● 買い物環境の向上	● 買い物環境の向上	● 買い物環境の向上
	● 飲食店の充実	● 商店街の活性化	● 企業誘致
		● 企業誘致	
観光	● 地域資源を		● 地域資源を
	活かした観光振興		活かした観光振興
	● イベント・PRの		
	強化		
雇用	● 高齢者の就業促進	● 地元での雇用確保	● 女性の就業促進
	● 女性の就業促進	● 通勤手段の確保	● 地元での雇用確保
市民活動	● 世代間交流の機会	● 世代間交流の機会	● 自治会の加入促進
	増加	増加	
	● 地域でのイベント	● 地域でのイベント	
	開催	開催	
		● 地域コミュニティ	
		の情報発信	
情報発信			● 市の魅力発信
行財政運営			● 広域連携の推進

V. 今後のまちづくりに向けた課題

新しいまちづくりを進めていくにあたり、これまでのまちづくりの成果等を踏まえた中で、時代の潮流や市民の意向、各種基礎調査等から、本市が今後特に取り組んでいくべき課題を整理しました。

(1)将来の人口減少の抑制

全国的に人口が減少する中、本市の人口(住民基本台帳)は、平成10年4月の58,602人から、平成31年4月には63,704人と、近年も増加傾向が続いていますが、全国的に人口が減少する中、今後、本市の人口も減少局面を迎えることが予想されます。

このため、本市では、平成28年2月に「袖ケ浦市人口ビジョン」及び「袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略 未来をひらく袖ケ浦創生プラン」を策定し、結婚・出産・子育で環境の充実、安定した雇用の場の確保、交流人口の拡大と移住・定住の促進、市の知名度向上といった、人口減少対策や地方創生に関する施策に取り組んでおりますが、今後も将来の人口減少の抑制に取り組んでいくことが重要です。

(2)地域のつながり強化と市民協働の一層の推進

前総合計画では、「自立と協働」を基本理念として掲げ、協働のまちづくりに向けて、「袖ケ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の施行をはじめ、協働事業提案制度等の協働に関する取組みを推進してきました。

一方で、少子高齢化を背景とした市民活動の担い手不足や、価値観・ライフスタイルの 多様化等を起因とする地域社会におけるつながりの希薄化などの課題が顕在化してい ます。

このような地域における多様な課題へ対応していくためには、地域のつながりを強化して活力ある地域社会を構築するとともに、市民や各種団体、民間企業など地域社会を構成する様々な主体と行政が協力し合いながら取り組むことが重要であり、今後も地域コミュニティの活性化や市民活動の活発化を図りながら、さらなる協働体制を構築していくことが求められます。

(3)多様な交通手段の確保

本市は、東京湾アクアラインや鉄道等を通じて都心部との良好なアクセスを誇っている 一方、市内においては路線バスをはじめとした生活に直結する移動手段について充実が 求められています。

こうした状況を踏まえ、今後の人口減少、高齢化も見据えながら、将来にわたって市民 の暮らしを支えることができる持続可能な公共交通網の構築を図り、市民の利便性向上 につなげていくことが求められます。

(4)防災・防犯体制の強化

東日本大震災をきっかけに防災の重要性が見直される中、発生の可能性が危惧されている首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震や、各地で頻発する集中豪雨などの自然災害への対策が急務となっています。このため、「自助」、「共助」、「公助」の考えの下、それぞれの役割で地域の防災体制をより強固なものにし、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。

また、本市では防犯や交通事故の発生防止について、市民への啓発活動や自主防犯 組織の活動など官民一体となった取組みを進めているところですが、今後も継続的に取 り組むことにより、市民が安心して暮らせる環境を維持することが求められます。

(5)子育て・教育環境のさらなる充実

本市では、平成27年国勢調査における年少人口(15歳未満の人口)の割合が13. 6%であり、全国(12.6%)や千葉県(12.4%)を上回っていますが、全国的な傾向と 同様に少子化が進んでいます。

このため、少子化抑制の観点からも、子育て世代のニーズを捉えながら、保育サービスの充実や相談支援体制の強化など、子どもを生み育てやすい環境をさらに充実していくことが重要となっています。

また、学校と家庭、地域の連携のもと、確かな学力と郷土愛を育みつつ、国際化や高度情報化など時代の変化に対応できる力をもった健全な子どもの育成に向けた教育環境についてもさらなる充実が求められています。

(6) 高齢社会への対応と自立支援の充実

本市においても、全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、65歳以上の高齢者の割合は、平成7年国勢調査における11.2%から平成27年国勢調査では24.9%へと高まっており、今後もさらに高齢化が進むと見込まれることから、高齢社会への対応が急務となっています。

今後も、高齢者の健康づくり支援や高齢者がこれまで培った知識や経験を活かして活躍できる場の充実、医療・介護分野における連携の推進や施設整備など、地域で支え合う仕組みづくり等を通じて、高齢者が住み慣れた地域で健康に安心して過ごせるまちづくりを進めていくことが重要です。

また、誰もが生き生きと暮らせるよう、バリアフリー化や就労支援、相談体制の充実等を通じて、人にやさしい地域社会を構築することが求められます。

(7)豊かな自然の継承と環境問題への対応

本市の豊かな自然環境と美しい田園風景は、本市が誇る大きな魅力の一つとなっています。これらを次世代に引き継いでいくためには、市民と協力しながら環境美化活動や里山等の保全活動などにより、住宅地と自然との調和を図り、自然と共生するまちづくりを進めていく必要があります。

また、世界的な環境問題が深刻化する中で、これまで本市で取り組んできた大気・水質等の監視や、資源循環型社会の形成に向けたごみの減量化やリサイクルの推進、地球温暖化対策に向けた温室効果ガスの排出量削減の取組みなどについて、さらなる充実が求められています。

(8)本市の地域資源を活かした産業振興

本市では、温暖な気候や肥沃な大地などに恵まれ、水稲や野菜などの生産が盛んな農業をはじめ、京葉臨海地域や袖ケ浦椎の森工業団地に立地し、本市の産業を支える工業や、良好な交通アクセスや地域資源を活かした観光などが活力の基盤となっています。

しかしながら、農業においては農家の高齢化・担い手不足や耕作放棄地の増加、工業においては経済のグローバル化による競争激化や施設の老朽化などの課題を抱えるほか、商業の振興や、観光振興に向けた交流人口の増加など、各産業が抱える問題に対して事業者と連携しながら対応し、将来の発展につなげていくことが求められています。

(9)快適な住環境の整備

利便性の高い都市インフラや魅力的な景観等によってもたらされる快適な住環境は、 まちの魅力に直結する重要な要素です。本市では、市街化区域縁辺部での開発行為に より市街地が拡大していますが、将来の人口動向を踏まえ効果的な土地利用を促進す るとともに、地域の実情に応じた快適な住環境の向上を図ることで、子どもや高齢者、障 がいをもった人など全ての人にとって住みやすいまちを実現することが求められます。

また、これまで駅舎や下水道施設等の都市基盤の整備を進めてきましたが、今後はこれまで整備してきた道路や橋梁等のインフラについて、計画的に適切な維持管理・長寿命化を図ることが重要となってきます。

(10)健全な行財政の運営

本市では、市民ニーズの多様化や高度化、地方分権の進展等を背景に行政需要が拡大しており、引き続き、他自治体との広域的な連携など効率的な行政運営を図り対応していく必要があります。

また、将来的にも社会保障費のさらなる増加や老朽化が進む公共施設の維持・更新などにより多額の費用が必要となることが見込まれ、市の財政運営は厳しさを増していくことが予想されることから、公共施設の長寿命化や再編、既存施設の利活用などにより、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

基本構想

(案)

1. 市が目指す将来の姿

1. 市が目指す将来の姿

「市が目指す将来の姿」は、袖ケ浦市総合計画の目標年次である令和13年に市が実現を目指す将来のまちの姿を示すものです。本市を取り巻く社会経済情勢や、本市の課題や特性、市民の意向等を踏まえ、令和13年までに市が目指す将来の姿を、「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」とします。

市が目指す将来の姿

みんなでつくる

人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦

「市が目指す将来の姿」について

本市の特色である子育で・教育の充実や、地域の実情に応じた快適な生活基盤の向上、大地が育む農業や工業をはじめとする各産業の活性化など、「住み続けたいまち」「活気のあるまち」に向け、誰もが活躍し、各地域で人々が集い協力していくまちを目指します。また、利便性の高い交通アクセスや多様な地域資源など本市の魅力を発信することにより、「住みたいまち」「働きたいまち」「訪れたいまち」として人が集うまちを目指します。

さらに、豊かな大地や里山など緑が広る住みやすい環境を守るとともに、市民一人ひとりのライフステージに応じて、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

これらを、市民一人ひとりの個性や知恵、地域コミュニティをはじめとした人の つながり、事業者や行政の持つ特性を最大限に活かして互いに協力してまちづくり に取り組むことにより、将来の姿を実現します。

2.「市が目指す将来の姿」を実現するための視点

市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を実現するため、まちづくりにあたって重視する3つの基本的視点として「誰もが活躍するまち」、「安心して暮らせるまち」、「人が集まる活気あるまち」と、各施策の実現に必要な共通の視点として「みんなでつくるまち」を定め、これらの考え方を踏まえたまちづくりを進めます。

(参考)「市が目指す将来の姿」を実現するための視点

基本的視点1

誰もが 活躍するまち

基本的視点2

安心して 暮らせるまち

基本的視点3

人が集まる 活気あるまち

共通の視点

みんなでつくるまち

市が目指す将来の姿の実現

みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦

基本的視点1

誰もが活躍するまち

少子高齢化や人口減少などによる成熟した社会においては、市民の誰もが生きがいを 持って、いきいきと活躍することができるまちをつくることが重要となります。

そのためには、人間形成の基礎を育む学校教育や生涯を通じた学習の機会などとともに、一人ひとりの個性や能力を活かしながら地域などで活躍できる環境を整えることが必要となります。

このため、次世代を担う子どもへの教育の充実をはじめ、多様な将来の担い手を育成することにより、様々な場面において誰もが活躍するまちを目指します。

基本的視点2

安心して暮らせるまち

個人の価値観やライフスタイルが変化する中で市民ニーズは多様化しており、また、災害の発生や高齢化の進展などにより、自然的・社会的な懸念がある中で、安全・安心を求める意識はより高まりを見せています。

すべての市民が健やかに安全で安心して生活するためには、快適な住環境の中で、将 来にわたり暮らせるまちづくりが重要です。

このため、豊かな自然環境の継承や、災害に強いまちづくりを進めるとともに、出生から 老後までのライフステージに応じた健康づくりや福祉サービスなどにより、健康で生き生き と安心して暮らせるまちを目指します。

基本的視点 その3

人が集まる活気あるまち

本市は、持続的な発展の基礎となる産業基盤や地域資源のほか、都心部への交通利便性が高い地理的特性を有しています。

本市が今後も引き続き「選ばれるまち」であるためには、これまで以上に人々が行き交い、賑わいのあるまちとして魅力を高めていくことが求められています。

このため、本市が有する強みや地域の特性を活かし、産業のさらなる活性化や雇用の 創出、都市基盤の利活用や、地域資源と地理的特性を活用した観光振興などにより、人が 集まる活気あるまちを目指します。

共通の視点

みんなでつくるまち

個人の価値観や社会構造が多様化・複雑化し、個人や地域だけで自発的に課題を解決 することや、行政だけで市民ニーズを満たすことが難しくなっています。

そのため、地域の課題解決や、魅力あるまちづくりを推進するには、様々な主体が連携 して取り組んでいくことが重要となってきます。

今後も効率的・効果的な行政経営に取り組むとともに、市民相互の交流による活力あふれるコミュニティの形成や、地域における人のつながりを深め、市民・地域・行政などが連携・協力しながら、みんなで力を合わせたまちづくりを目指します。

Ⅱ. 将来の目標人口

「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を実現するためには、将来における人口動向(増減の傾向や年齢階層の構造)を推計し、それを踏まえた目標人口を設定し、その目標に向かって効果的な施策を立案し展開していく必要があります。

本市の目標人口は、平成28年2月に策定した「袖ケ浦市人口ビジョン」の考え方を踏襲しつつ、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を考慮して検討した結果、目標年次である令和13年における目標人口を、64,000人と設定します。



【袖ケ浦市人口ビジョンとは】

将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年2月に「袖ケ浦市人口ビジョン」を策定しました。

「袖ケ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、 今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

Ⅲ. 土地利用の方針

「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」の実現に向け、市の産業や文化、自然、生活環境などあらゆる面でそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、計画的かつ効率的な土地利用を図ります。

袖ケ浦駅、長浦駅、横田駅を中心とする3つの地域を、都市機能の集積を図る都市拠点 として位置づけ、商業施設や業務施設、住宅などの集積をさらに促進します。

また、内陸部の住宅地や集落地では、既存コミュニティの維持・活性化を図りつつ、本市の魅力である自然環境や農地を保全、活用したまちづくりを目指します。さらに、広域的な交通利便性を活かし、高速道路インターチェンジ周辺などにおける地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。

こうした計画的な土地利用により、魅力を感じられる住宅地と、身近な生活ニーズに対応できる商業地、市の発展を支える工業地などがバランスよく配置された都市を目指します。

前期基本計画の検討状況について

本資料は、令和2年度を初年度とする総合計画のうち、基本構想を実現するため、総合計画の前期である令和2年度から令和7年度までに、本市が取り組むべき具体的な施策の方向性や目標などを体系的に示す基本計画について、現在の検討状況について示したものです。

L. 前期基本計画の趣旨

1. 計画策定の趣旨

基本計画は、基本構想に掲げた市が目指す将来の姿である「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を実現するため、本市が取り組むべき具体的な施策について、方向性や目標などを体系的に示したものです。

2. 前期基本計画の期間

前期基本計画の期間は、総合計画全体の期間における社会経済情勢の変化や財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想の目標年次である令和13年度までの12年間を前期・後期に分け、前期基本計画は令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

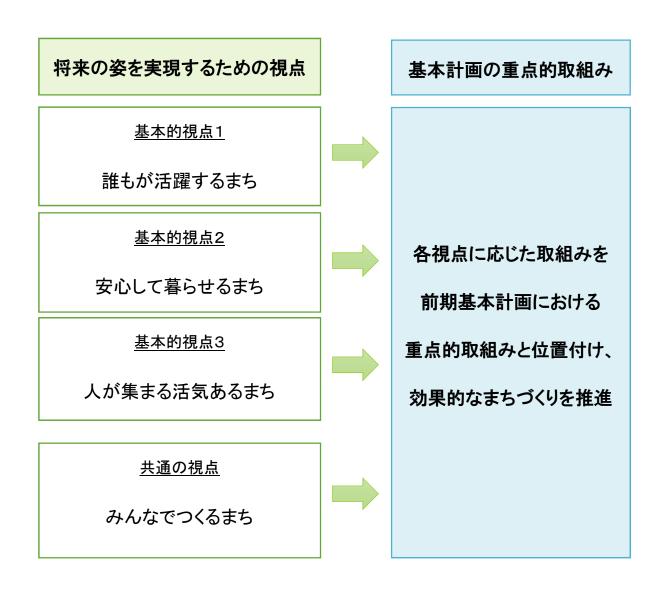


||. 重点的取組み

前期基本計画における重点的取組みの考え方

本市が抱える課題は、将来の人口減少の抑制や高齢化への対応など多岐に渡っており、課題解決のために行政や地域が投入できる限りある資源を効果的に活用して取り組むことが求められています。

このため、前期基本計画では、基本構想における本市が目指す将来の姿「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ケ浦」を実現するための視点に基づき、特に効果が高いと考えられる項目を「重点的取組み」として整理し、分野横断的かつ重点的に取り組むべき項目として位置付け、より効果的なまちづくりの推進を図るものとします。



Ⅳ. 分野別施策(案)

基本計画の施策体系・施策(案)

施策大綱(案)	施策区分(案)
笠1き マタイ 教会 立ル	1 子育て支援
第1章 子育で・教育・文化	2 学校教育
	3 生涯学習
	4 スポーツ
	5 文化芸術・文化財
第0音 / 海 序 - 原 / 原 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 健康づくり・医療
第2章 健康・医療・福祉	2 地域福祉
	3 高齢者福祉
	4 障がい者福祉
第2音 叶巛-叶初-理培	1 防災
第3章 防災・防犯・環境	2 防犯・交通安全
	3 消防・救急
	4 消費生活
	5 環境保全
	6 廃棄物・リサイクル
第4章 都市形成·都市基盤	1 市街地形成
第4克 即川が火・町川を盗	2 公園・緑地
	3 道路
	4 河川
	5 下水道
	6 住宅
	7 公共交通
第5章 産業	1 農林業
分り早 佐未	2 商工業
	3 観光
	4 雇用
第6章 市民活動・行財政	1 市民活動
第0年 印以石勒 刊划以	2 人権・男女共同参画
	3 多文化共生
	4 情報共有・発信
	5 行政運営
	6 財政運営

第1章 子育で・教育・文化

1 子育て支援

取組みの	(1)幼児教育・保育サービスの充実
	(2)子育て環境に応じた支援の充実
方向性	(3)地域における子育て支援施策の充実

2 学校教育

Fig. 48. 21. 70	(1)生きる力を育む学校教育の推進
取組みの方向性	(2)開かれた学校づくりの推進
力凹注	(3)教育環境の整備

3 生涯学習

Fig 名 な な	(1)生涯学習の充実
取組みの	(2)社会教育環境の整備
方向性	(3)青少年健全育成の推進

4 スポーツ

取組みの	(1)地 域 スポーツ・レクリエーション活 動 の 推 進
方向性	(2)スポーツ・レクリエーション施 設 の環 境 整 備
万円住	(3)スポーツツーリズムの推進

5 文化芸術・文化財

取組みの	(1)文化芸術活動の推進	
方向性	(2)郷土の歴史と文化財の保存と活用	

第2章 健康・医療・福祉

1 健康づくり・医療

取組みの
方向性(1)健康づくりの推進
(2)生活習慣病の予防
(3)地域医療体制の充実

2 地域福祉

取組みの	(1)地域福祉の推進
方向性	(2)生活困窮者の生活基盤の安定と自立の促進

3 高齢者福祉

TT 41 71 00	(1)介護予防の推進
取組みの	(2)住み慣れた地域での生活支援
方向性	(3)社会参加と生きがいづくりの促進

4 障がい者福祉

Hn 48 71 70	(1)自立生活支援の推進
取組みの	(2)安全・安心な生活環境の整備
方向性	(3)権利擁護の推進

第3章 防災·防犯·環境

1 防災

取組みの	(1)防災体制の整備	
	(2)地域における防災力の強化	
	方向性	(3)災害応急・復旧対策の充実

2 防犯 · 交通安全

Fn 40 7. 0	(1)防犯対策の推進
取組みの	(2)地域防犯体制の強化
方向性	(3)交通安全の推進

3 消防・救急

取組みの	(1)消防・救急体制の充実
方向性	(2)火災予防の推進

4 消費生活

取組みの	(1)消費者保護対策の推進
方向性	(2)消費者意識の向上

5 環境保全

取組みの方向性	(1)自然環境の保全と共生
	(2)快適で安全に生活できる環境の維持
	(3)市民参加による環境美化活動の推進

6 廃棄物・リサイクル

	(1)ごみの減量化・再資源化の推進
取組みの	(2)ごみ処理体制の整備
方向性	(3)し尿 処 理 の 適 正 化
	(4)廃棄物不法投棄の防止

第4章 都市形成·都市基盤

1 市街地形成

取組みの
方向性(1)計画的なまちづくりの推進
(2)市街地整備の推進
(3)良好な景観形成

2 公園・緑地

取組みの	(1)公園・緑地の適正管理
方向性	(2)公園・緑地を活用した交流機会の創出

3 道路

	(1)都市計画道路の整備
取組みの	(2)市道の整備
方向性	(3)広域幹線道路整備の促進
	(4)道路施設の適正管理

4 河川

Tho 公日 ユ (ハ	(1)河川施設の適正管理
取組みの方向性	(2)雨水排水施設の適正管理
刀间压	(3)海岸・護岸施設の適正管理

5 下水道

取組みの	(1)下水道施設の適正な管理と機能強化
方向性	(2)下水道事業の経営基盤の強化

6 住宅

取組みの方向性	(1)良質な住宅性能の確保
	(2)住宅セーフティネットの形成
	(3)空家対策の推進

7 公共交通

取組みの	(1)都市間交通の利便性確保
方向性	(2)市内での移動手段確保

第5章 産業

1 農林業

取組みの 方向性 (1)集落・地域農業の推進、農地の集約化 (2)農地環境対策の推進 (3)高付加価値農業の推進 (4)農業とふれあう機会の拡大 (5)林業の振興と森林管理の適正化

2 商工業

Hrs 48 71 00	(1)商業の推進
取組みの 方向性	(2)工業の推進
	(3)中小企業支援の推進

3 観光

取組みの方向性	(1)観光振興に向けた体制づくり
	(2)観光地としての魅力づくり
	(3)観光情報の発信・充実

4 雇用

取組みの	(1)雇用・就業機会の拡大
方向性	(2)雇用労働環境の向上

第6章 市民活動・行財政

1 市民活動

取組みの	(1)地域活動の活性化	
方向性	(2)市民等と行政との協働の推進	

2 人権 男女共同参画

取組みの	(1)人権擁護の推進
方 向 性	(2)男女共同参画の推進

3 多文化共生

取組みの	(1)多文化共生の推進
方向性	(2)国際交流活動の推進

4 情報共有·発信

Hn 织 7. 0	(1)市政情報発信の充実
取組みの 方向性	(2)広 聴 活 動 の推 進
力凹注	(3)シティプロモーションの展開

5 行政運営

取組みの	(1)効率的な行政運営の推進
	(2)職員の人材育成
方向性	(3)広域行政の推進

6 財政運営

取組みの	(1)公共施設等の活用・見直し
方向性	(2)安定した財政運営

第1期実施計画策定方針

1 策定の趣旨

本市では、平成22年に策定した現行の総合計画に基づき、将来都市像『「自立と協働のまち」人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ケ浦』の実現に向けて、総合的な施策展開を図ってきました。

その後、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正により、市町村の自主的な判断に基づいた総合的な計画策定を行うことができるようになったことから、新たに総合計画条例(平成30年条例第1号。以下「条例」という。)を施行し、今後も総合的かつ計画的な市政の運営を図り、市の最上位の計画として総合計画を策定し、まちづくりを推進することとしたものです。

今回、2020年度を初年度とする新たな総合計画を策定していることから、条例に基づき実施計画を策定するものです。

2 計画の性格・期間

実施計画は、条例の規定に基づき、前期基本計画(2020~2025年度)に定める施策を 実現するための計画であって、個別の事業における年次ごとの取組内容を明らかにするものとし ています。

第1期実施計画の期間は、2020年度から2022年度までの3年間とします。

実施計画登載事業(以下「計画事業」という。)については、社会情勢の急激な変化に伴い、 財政状況や市民ニーズの変化など緊急な対応が必要となった場合は、行政評価等を活用しなが ら、計画事業の見直しを図ることとします。

3 計画策定における考え方

実施計画は、本市が抱える基本的な課題の解決を図るとともに、更なるまちづくりの推進を図るため、基本構想に定める市が目指す将来の姿の実現に向け、基本計画に定める各施策を確実に推進していく計画とします。

なお、実施計画の策定に際しては、併せて策定する「第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生 総合戦略」との整合性を踏まえるものとします。

4 行財政運営の方針

本市の財政状況については、世界経済の動向等が市の産業に与える影響による税収の変化について十分留意する必要があるほか、扶助費をはじめとした義務的経費の増加により財政の硬直化が進んでいる状況にあることから、将来にわたる健全財政の維持を考慮し、経常経費の節減・合理化及び特定財源の積極的な確保に努め、限られた財源において実現可能な計画とします。

また、中長期的な視点に立ち、これまでの行政改革や行政評価等による見直しや改善を図りながら、効率的・効果的な事業を展開する計画とします。

5 計画に位置付ける事業

第1期実施計画には、次に掲げる事業を登載することとします。

- ① 第1期実施計画期間内に、基本計画に即して新たに実施する重要な事業
- ② 既存事業のうち、基本計画に即して新たな視点や手法にて行う事業
- ③ 既存事業のうち、基本計画に即して引き続き推進すべき重要な事業
- ④ 将来の実施を計画する事業のうち、第1期実施計画期間内に重要な決定や準備等を行う事業

6 計画策定の留意点

実施計画は、基本計画の施策を実現する事業を明らかにするものであるため、策定にあたり以下の点に留意することとします。

(1) 計画事業の選定における留意点

- ① 計画事業については、基本計画に定める施策の方向性に即し、課題解決に向けた優先順位を 考慮しながら、施策ごとの「目指すべき姿」実現に向けて、真に優先度の高い事業を選定することとします。
- ② 計画事業の選定にあたっては、事前評価を実施し、以下の点に留意しながら慎重に判断するものとします。
 - ア 施策に対する貢献度(必要性、有効性、効率性など)が高いか
 - イ 市民ニーズが高く、かつ緊急性が高い事業か
 - ウ 事業費は適切か

(2) 計画事業の検討における留意点

- ① 将来の人口減少や高齢社会の到来など、基本構想の目標年次である2031年までに考えられる、市を取り巻く状況の変化に十分留意して計画事業を検討することとします。
- ② 基本計画に定める施策の方向性に即し、課題解決に向けた新規の計画事業について積極的に 検討することとします。
- ③ 新規の計画事業については、費用対効果を十分に考慮したうえで、スクラップ&ビルドの考え方を基本とし、当該計画事業の終期について設定することとします。
- ④ 従前から継続する計画事業については、全般にわたり厳しい選択と徹底した見直しを行ない、実効性に留意することとします。
- ⑤ 施設整備事業については、既存施設の代用など公共施設の再編整備に関する基本方針及び再編整備計画に基づき検証を行ったうえで、利用計画や維持管理計画に係るシミュレーションを行うほか、他施設との相乗効果についても検討することとします。
- ⑥ 計画事業の費用については、維持管理費の削減や、適正な受益者負担を図るとともに、国や 県の補助制度の動向に留意し、特定財源の確保に努めるなど、事業費削減や財源確保につい て、効率的・効果的な工夫を図ることとします。
- ⑦ 計画事業の実施手法について、市が実施する場合にあっては、PPP(公民連携:PFI、 指定管理者、アウトソーシングなど)の活用や、事業者やNPO・市民団体等による実施、 市民・地域・団体・事業者との協働による推進の可能性について検討することとします。

第2期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

1 第2期総合戦略策定の方針

(1) 策定の趣旨

国では、人口急減・超高齢化という直面する大きな課題に対し、魅力あふれる地方の創生を目指して、2015年に長期ビジョン及び第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

本市においても、将来懸念される人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続的に発展していくために、2016年に袖ケ浦市人口ビジョン及び第1期袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略として未来をひらく袖ケ浦創生プラン(以下、総合戦略という)を策定し、地方創生の推進を図っています。

第1期総合戦略の計画期間が2019年度末をもって満了を迎えることから、本市の人口の現状を分析し、将来の方向と将来展望を提示する袖ケ浦市人口ビジョンを見直し、これまで第1期総合戦略に位置付け推進してきた、結婚・出産・子育ての支援や働く場の確保など様々な取組みの検証や政策課題の整理を進めるとともに、国が新たに取り上げている視点や、地方創生推進交付金等の活用、将来の人口減少や高齢社会の到来など、今後の社会、経済状況の変化への対応を踏まえ、これからも選ばれ続けるまちを目指して、第2期総合戦略を策定することとします。

(2) 袖ケ浦市人口ビジョンの見直し

2016年に策定している袖ケ浦市人口ビジョンについては、2015年国勢調査の結果や、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計をはじめとする各種統計データの更新を受けた内容で時点修正を行うこととします。

(3) 第2期総合戦略の位置付け

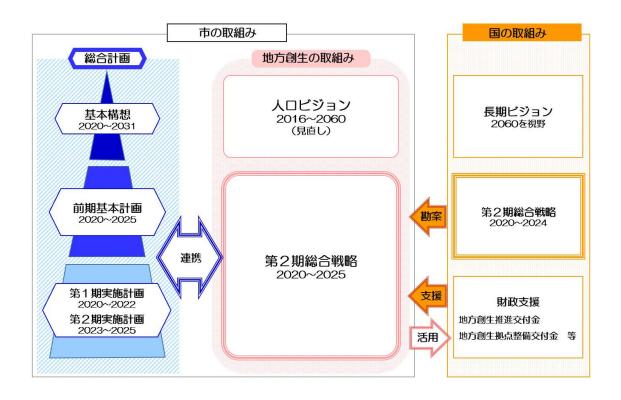
本市では、市の最上位計画である総合計画と第1期総合戦略の計画期間が同時期に終了することから、総合戦略の人口減少への対応を主眼とした重要な取組みとしての性格を踏まえ、次期総合計画において特に重点的、分野横断的に取り組む重点取組の一つとして第2期総合戦略を位置付けて連携を図るとともに、策定作業にあたっても一体的に進めるなど、より効率的で、実効性、総合性の高いものとし、戦略的に施策の推進に取り組むこととします。

(4) 国及び県の総合戦略との調整

現在、国において第2期総合戦略の方向性や具体的な内容の検討など、市の地方創生に大きな影響を与える可能性を有する議論が行われており、その動向を注視する必要があります。

国の策定スケジュールは、6月頃に「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の閣議決定、12月頃に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定が見込まれています。

今後示される、国及び県の第2期総合戦略を勘案して、第2期総合戦略を策定することとします。



(5) 第2期総合戦略の概要

①基本目標

第1期総合戦略に掲げた基本目標を踏まえ、施策・事業の進捗状況や課題について整理するとともに、国の第2期総合戦略に掲げられる基本目標との整合性を図り定めるものとします。

②基本的方向と目標値

基本目標の実現に向けた基本的方向と数値目標、課題解決に向けた具体的な施策 及びそれに付随する重要業績評価指標(KPI)について、第1期総合戦略の検証 を踏まえ、必要に応じて見直します。

【参考】第1期袖ケ浦市総合戦略

基本目標等	基本的方向
基本目標1	①結婚・出産の支援
結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ケ浦	②子育て支援体制の充実
	③学校教育の充実
基本目標 2	①基盤産業である工業の持続的な振興
活き活きと働くことができるまち袖ケ浦	②未来を切り拓く力強い農業の実現
	③就労支援による「働く場」の創出
基本目標3	①人を惹きつける魅力ある観光・商業の推進
住む人も訪れる人も満足できるまち袖ケ浦	②交通アクセス性の高さの活用による定住促進
基本目標4	①防災力が高く、犯罪のない安全な地域づくり
地域がつながり、安心して暮らせるまち 袖ケ浦	②健康で元気に暮らせる保健・福祉環境の整備
	③生涯を通じて学び、活動できる場や機会の充実
	④地域連携の促進
推進の要	①市内外への「袖ケ浦」の発信強化
地域資源を活用した効果的かつ継続的なシティ プロモーションの展開	

③新たな検討テーマ

現在、国の第2期総合戦略の策定に関する有識者会議において、次のテーマにつ いて検討が行われています。

本市においても、今後の社会、経済状況の変化を踏まえ、取組みを検討します。

○人材育成等・関係人口※1 ○稼げる仕事と働き方 ○未来技術(Society5.0%2等) ○少子化対策・全世代活躍まちづくり OSDGs %3○多文化共生 ○地域交通

○スポーツ・健康まちづくり

※1 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々 のことを指します。「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されてい ます。

№2 Society5.0

Society5.0は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語 等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供するこ とで経済的発展と社会課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、 人間中心の社会です。IoT (Internet of Things) で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有 され、今までにない新たな価値を生み出します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に 提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差な どの課題が克服されます。

※3 S D G s

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで採択された 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

4計画期間

国の第2期総合戦略の計画期間は2020年度から2024年度までの5年間 ですが、本市においては総合計画基本計画と整合を図り2020年度から2025 年度までの6年間とします。

総合計画と総合戦略の期間の関係は次のとおりとし、第2期実施計画や国の総合 戦略の状況など必要に応じて相互に連携を図り改定を行います。



⑤評価制度

総合戦略は、具体的な数値目標を設定して政策効果を指標により検証し、必要な改善等を行うことが求められています。

各施策の進捗状況等について、市職員及び外部有識者による検証が容易にできるよう、基本目標の目標数値及びKPIをはじめとする各種指標は総合計画と連携を図り、現在、総合計画及び総合戦略において個別に行っている評価作業を統合して効率化を図ります。

2 策定体制

(1) 庁内体制

「袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部(市長を本部長とし、政策会議構成員で構成)」及び「袖ケ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進検討委員会(企画財政部長を委員長とし、政策調整会議構成員で構成)」において、全庁的な体制で総合戦略の検討、策定に取り組みます。

(2) 市民等の意見聴取

①市民アンケート

市民意向の経年変化、諸施策に対する考え方や課題を取りまとめ、市民ニーズに対応した計画とします。

②パブリックコメント手続

市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮した計画策定を行います。

(3)総合計画審議会

市民や産業界、行政機関などで構成する袖ケ浦市総合計画審議会において、取組状況の検証や市民アンケート結果等を踏まえ、多様な視点から調査審議を行います。

3 策定スケジュール

2019年

- 4月 総合戦略策定方針決定
- 6月 【国】「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」閣議決定(見込み)
- 7月 総合戦略策定に係る市民アンケート
- 8月 総合計画審議会(効果検証、方針・現状・課題・骨子案)
- 12月 【国】第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の閣議決定(見込み)

2020年

- 1月 総合計画審議会(総合戦略(案))
- 2月 パブリックコメント手続
- 3月 総合計画審議会(諮問・答申) 総合戦略策定・公表

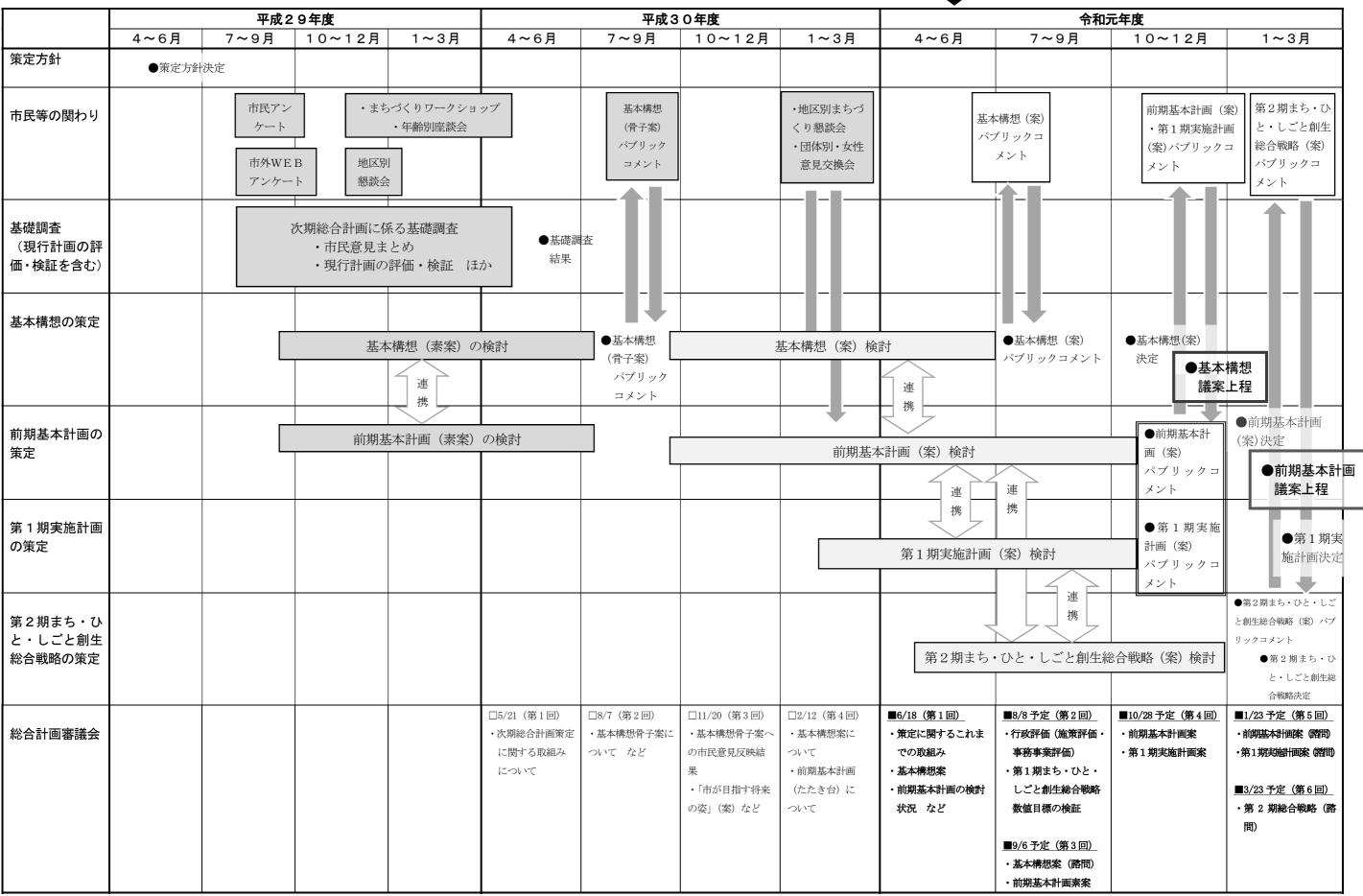
国の第2期総合戦略を 勘案し案を調整します

※上記スケジュールは現時点での想定であり、国の総合戦略策定スケジュール等により、変更 となる可能性があります。

次期総合計画策定スケジュール

実施済の取組み

現時点



今後の取組み

実施中の取組み